

経済産業関係 平成31年度（2019年度）税制改正のポイント

1. 車体課税の抜本的見直し（ユーザー負担の軽減等に向けた見直し）

（1）自動車税の税率引下げ（1,320億円規模の恒久減税）

- 自動車は、日本経済の牽引役であるとともに、重要な生活の足。税制抜本改革法以来の累次の税制改正大綱において懸案とされてきた車体課税について、自動車の保有に係る税負担を引下げるべく、2019年10月以後に購入された新車から、自動車税について、全ての車種に対し排気量に応じ、1000～4500円/年を恒久的に引下げる。

（2）環境性能割の臨時的軽減（消費税率引上げに係る需要平準化対策）

- さらに、消費税率引上げ時に駆け込み需要とその反動減を生じさせることがないように、耐久消費財である自動車の需要の平準化を図るため、2019年10月からの1年間に購入された自動車・軽自動車について、税率1%分を軽減する。

（3）エコカー減税・グリーン化特例の延長・見直し

- エコカー減税は、軽減率の見直し等を行った上で、2年間延長する。グリーン化特例は2年間現行措置を継続し、2021年度からは電気自動車、プラグインハイブリッド自動車等に重点化する。

2. 中小企業・小規模事業者の生産性向上、地域経済の活性化

（1）事業承継の促進（個人事業者向けの事業承継税制の創設等）

- 個人事業者の事業承継を促すため、10年間限定で、事業継続を前提に、土地、建物、機械・器具備品等に係る贈与税・相続税を100%納税猶予する制度を創設する。青色申告書を参考に適切に資産を区分する等の要件を満たし、承継円滑化法の認定を得た事業者のみを対象とする。既存の事業用小規模宅地特例との選択制とする。
- 中小機構出資の事業承継ファンドの出資を受け、M&Aによる事業承継に取り組む中小企業が大企業とみなされないよう中小機構出資分を大企業保有分と評価しない。

（2）災害への事前対策の強化（中小企業防災・減災投資促進税制）

- 災害への事前対策を強化するため、中小企業による自家発電機、排水ポンプ等の防災・減災のための設備投資に対する特別償却（20%）を講じる。

（3）中小企業・小規模事業者の設備投資活性化、経営基盤の強化、研究開発支援

- 生産性向上に向けた設備投資を後押しすべく、中小企業経営強化税制の即時償却及び税額控除（10%）を2年間延長するとともに、働き方改革に資する設備も対象であることを明確化する。併せて、中小企業投資促進税制及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制（いずれも特別償却30%、税額控除7%）を2年間延長する。
- 中小企業軽減税率（法人税を所得800万円まで、本則19%から15%に軽減）を延長する。中小企業の研究開発を支援すべく、中小企業技術基盤強化税制を延長する。

（4）地域経済を牽引する中核企業の先進的な設備投資の促進（地域未来投資促進税制の延長・拡充）

- 地域未来投資促進税制を2年間延長し、特に付加価値が伸びている企業（8%以上）への支援を深掘りする。（機械装置等に係る特別償却40→50%、税額控除4→5%）

3. 生産性革命の実現に向けたイノベーションの促進

（1）イノベーションの更なる創出に向けた研究開発の促進

- オープンイノベーション(OI)型の税額控除上限を法人税額の5→10%に引き上げる。研究開発ベンチャーとの共同研究等は研究費の25%を控除する。企業規模を問わず、質の高い委託研究をOI型に位置付け、研究費の20%を控除する。
- ベンチャー企業の研究開発投資を促すため、初期投資の回収を待たずに更なる研究開発投資を行う場合、控除上限を25→40%に引き上げる。
- 研究開発投資の一層の増加を促すべく、増加インセンティブがより強く働く制度にする」とともに、控除率10%超部分及び上乘せ措置の延長・統合を行う。
- 大学との共同研究の際、研究コーディネーター(URA(University Research Administrator))の費用について、研究開発税制の対象となることを明確化する。

（2）ベンチャーの人材確保円滑化（ストックオプション税制の拡充）

- ベンチャーが、副業等の多様な働き方で活躍するエンジニア、プログラマー、弁護士等の社外の高度人材を機動的に確保できるよう、適用対象者を拡大する。

4. グローバル化に対応した競争環境の整備

（1）日本企業の状況を踏まえた国際課税の見直し

- 過大支払利子税制、移転価格税制等の見直しにおいて、租税回避を的確に防止しつつ、日本企業の通常のグローバルな事業活動を阻害しないよう配慮を行う。
- 外国子会社合算税制について、米国等におけるビジネス実態を考慮し、資源・インフラ事業等の実体のある事業のために必要な、一定の外国関係会社については、ペーパーカンパニーの範囲から除外し、課税対象から除く。

（2）電気・ガス供給業に対する収入金課税の見直し

- 小売全面自由化され、2020年に法的分離する電気供給業・ガス供給業における法人事業税の課税方式の見直しを検討する。

（3）資源開発促進税制（減耗控除制度）の延長・拡充

- 減耗控除制度を3年間延長し、海外の鉱山経営に議決権の50%以上を保有し実質的に鉱山経営を行うことで我が国への資源確保に寄与する事業者を支援対象に追加する。